

令和2年10月1日

開発審査会基準の改正について

1. 改正基準

開発審査会基準第8号 幹線道路の沿道等における流通業務施設
幹線道路の沿道等における流通業務施設の立地について市長が指定する区域

2. 改正要旨

幹線道路の沿道等における流通業務施設の立地について市長が指定する区域

- ・「植田バイパス」という言葉が公式なものでなく、事業区間が変われば区域も変わってしまうため、現時点における区域を変えることなく、記述のみを変更します。

3. 施行日

令和2年10月1日

幹線道路の沿道等における流通業務施設の立地について市長が指定する区域

都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第34条第14号及び都市計画法施行令（昭和43年6月13日政令第158号）第36条第1項第3号ホの規定の運用に関して、幹線道路の沿道等において流通業務施設を立地することが土地利用上支障とならない区域を下記のとおり指定する。

記

次の区域であって、現在及び将来の土地利用上支障のない区域

- 1 原則として現に供用されている四車線以上の国道、県道、又は市町村道に接する区域で次のいずれかの路線
 - イ 国道1号
 - ロ 国道23号小向町交差点から豊橋市総合体育館までの「通称かもめ通り」、豊橋市総合体育館の北東側に隣接する信号から二十間西大橋を経て四郷排水路と接する交差点までの市道でそれぞれ四車線の区域四車線以上で都市計画決定されている国道等で、暫定的に四車線未満で供用されているものうち次の路線
 - ハ 国道259号のうち植田橋北の交差点から天津の交差点までの区域
- 2 高速自動車国道のインターチェンジの一般道路への出入口又はインターチェンジの料金徴収所から、1キロメートルを超え5キロメートル以内の距離にある区域
- 3 道路整備特別措置法により料金徴収が認められている国道、県道及び市町村道のインターチェンジの一般道の出入口又はインターチェンジの料金徴収所から、1キロメートル以内の距離にある区域
- 4 国道23号バイパスICの接する交差点から300メートル以内の区域

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成19年10月16日から施行する。

この基準は、令和2年10月1日から施行する。

幹線道路の沿道等における流通業務施設の立地について市長が指定する区域

都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第34条第14号及び都市計画法施行令（昭和43年6月13日政令第158号）第36条第1項第3号ホの規定の運用に関して、幹線道路の沿道等において流通業務施設を立地することが土地利用上支障とならない区域を下記のとおり指定する。

記

次の区域であって、現在及び将来の土地利用上支障のない区域

- 1 原則として現に供用されている四車線以上の国道、県道、又は市町村道に接する区域で次のいずれかの路線
 - イ 国道1号
 - ロ 国道23号小向町交差点から豊橋市総合体育館までの「通称かもめ通り」、豊橋市総合体育館の北東側に隣接する信号から二十間西大橋を経て四郷排水路と接する交差点までの市道でそれぞれ四車線の区域四車線以上で都市計画決定されている国道等で、暫定的に四車線未満で供用されているものうち次の路線
 - ハ 国道259号のうち植田橋北の交差点から田原市方面へ向う植田バイパス内で現に開通している区域
- 2 高速自動車国道のインターチェンジの一般道路への出入口又はインターチェンジの料金徴収所から、1キロメートルを超え5キロメートル以内の距離にある区域
- 3 道路整備特別措置法により料金徴収が認められている国道、県道及び市町村道のインターチェンジの一般道の出入口又はインターチェンジの料金徴収所から、1キロメートル以内の距離にある区域
- 4 国道23号バイパスICの接する交差点から300メートル以内の区域